

平成 30 年 11 月 1 日

事業主様
事務担当者様

東京織物厚生年金基金
代表清算人 奥田 彰
(公印省略)

「一時金支払いのお知らせ」等について

平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび分配金の支払い及び後継制度への移換(交付)が下記のとおり実施されますので、お知らせいたします。

記

1. 一時金を選択された方について

「受取方法申出書」により、一時金を選択された方には、分配金の確定額が記載された「**一時金支払いのお知らせ**」が当基金の総幹事である三菱 UFJ 信託銀行から振込日前後に、ご本人指定のご住所に送付されます。(別紙見本参照)

この「一時金支払いのお知らせ」は確定申告の際、必要になります。なお、当基金からの再交付はできませんので、大切に保管いただくようお願いいたします。

一時金の振込日は、平成 30 年 11 月 21 日です。三菱 UFJ 信託銀行より、お申出のあった個人の預金口座に振込みいたします。

「トウオリキキンプンパイキン」又は「ミツビシ UFJ シンタク」と印字されます。

2. 企業年金連合会の通算企業年金を選択された方について

企業年金連合会に平成 30 年 12 月 20 日(木)に年金選択者の分配金を移換します。移換後、約 1 か月後に「移換完了通知書」及び「請求のしおり」がご自宅に送付されます。通算企業年金の受給年齢に達している方は企業年金連合会に年金の請求をすることになります。

3. 後継制度を選択された事業所の方について

貴事業所の各後継制度先に個人別の分配金を移換(交付)いたしますが、個人宛の通知はいたしません。事業主あてには各後継制度先から、移換(交付)完了通知書が送付されます。

4. その他について

送金事故及び郵便事故については、貴事業所または分配対象者に問い合わせをし、基金から再振込み及び再送付の予定です。その際は、なにとぞご理解ご協力方よろしくお願い申し上げます。

また、「受取方法申出書」未提出の方及び再照会した預金口座等の未回答者については、東京法務局へ 12 月中旬に供託します。供託後は、基金より「供託書の写し」を送付いたしますのでご本人(ご遺族)が請求手続きをしていただくこととなります。手続等詳細は最寄りの法務局へお問合せ下さい。

以上